

東御市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 4年度の人件費率
令和5年度	人 29,256	千円 16,650,681	千円 544,835	千円 3,082,143	% 18.5	% 18.3

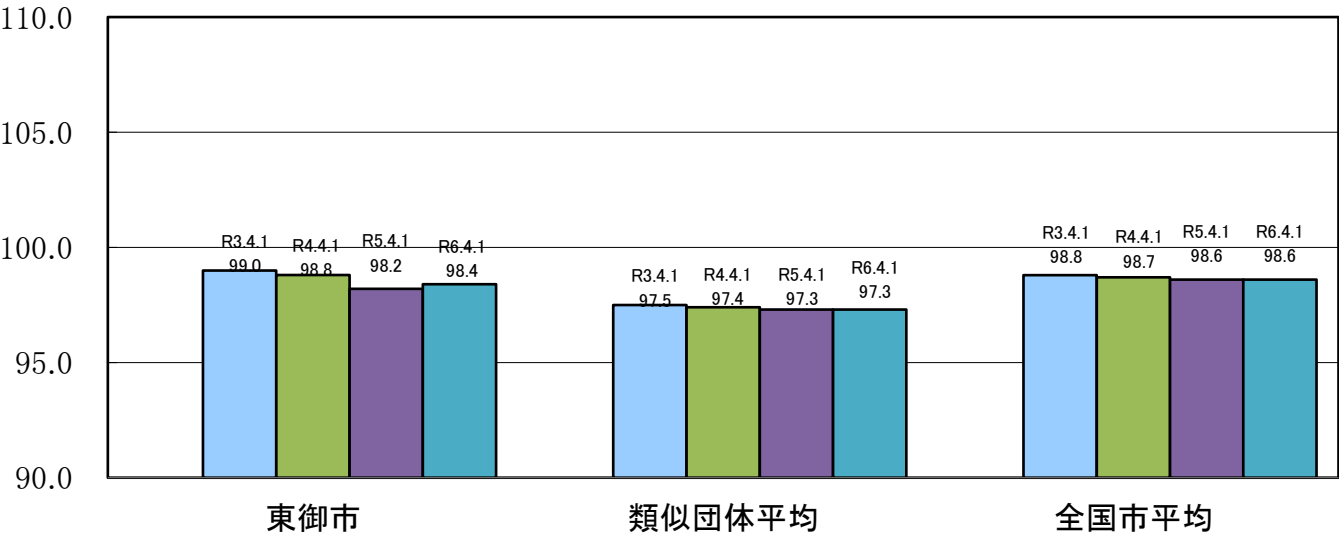
(注) 1 人件費は、議員報酬、委員等報酬、特別職の給与及び一般職職員の給与を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 268	千円 913,166	千円 144,169	千円 360,444	千円 1,417,779	千円 5,290	千円 5,916

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給与月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)／(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給されている給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

東御市では人事委員会が設置されていないため、人事委員会による勧告はありません。月例給の給与改定率・特別給の年間支給月数は、長野県に準じて改定をおこなっています。

①月例給

区 分	人事委員会の勧告				給 与 改 定 率	(参考) 国 の 改 定 率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧 告 (改定率)		
—	円 —	円 —	円 —	% —	% —	% —

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公務員の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区 分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国 の 年 間 支 給 月 数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧 告 (改定月数)		
—	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —	月 —

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】

一般職給料の給料表について、県の見直し内容を踏まえ、平均0.49%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施

②地域手当の見直し

東御市においては、地域手当の支給はありません。

③その他の見直し内容

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国比較ベース)
東御市	40.5 歳	303,712 円	346,304 円	327,829 円
長野県	45.0 歳	327,900 円	395,182 円	360,633 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	42.0 歳	314,371 円	363,341 円	338,206 円

②技能労務職

区 分	公 務 員						民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B	
東御市	48.0 歳	9 人	262,756 円	295,938 円	273,917 円	－	－	－	－	
うち庁務士	－ 歳	－ 人	－ 円	－ 円	－ 円	－	－	－	－	
うち学校給食員	49.7 歳	6 人	265,317 円	295,513 円	274,917 円	飲食物調理従事者	45.0 歳	260,500 円	1.13	
長野県	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	－	－	－	－	
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	－	330,553 円	－	－	－	－	
類似団体	52.3 歳	11 人	307,888 円	334,311 円	319,875 円	－	－	－	－	

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
東御市	-	-	-
うち庁務士	- 千円	- 千円	-
うち学校給食員	4,271.0 千円	3,409.8 千円	1.25

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3年～5年の3ヵ年平均）
※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
※年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員において前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額（国ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		東御市	長野県	国
一般行政職	大 学 卒	200,400 円	206,800 円	196,200 円
	高 校 卒	170,200 円	174,600 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

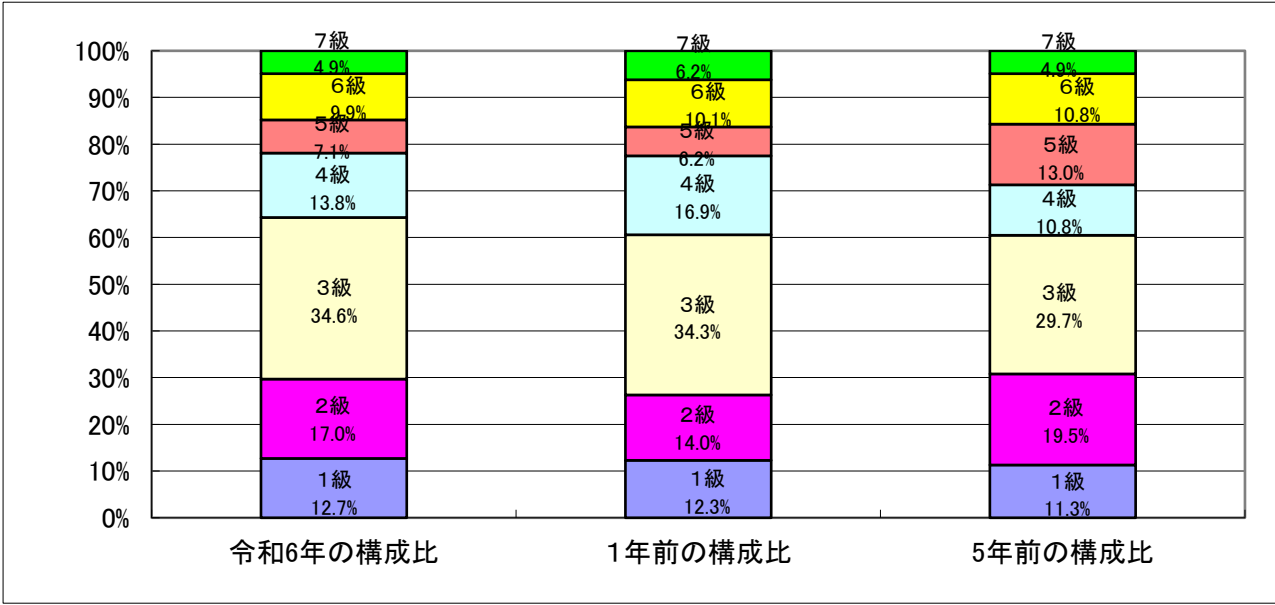
区 分		経験年数10年 (10年以上15年未満)	経験年数15年 (15年以上20年未満)	経験年数20年 (20年以上25年未満)
一般行政職	大 学 卒	281,100 円	316,300 円	363,800 円
	高 校 卒	236,000 円	279,700 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

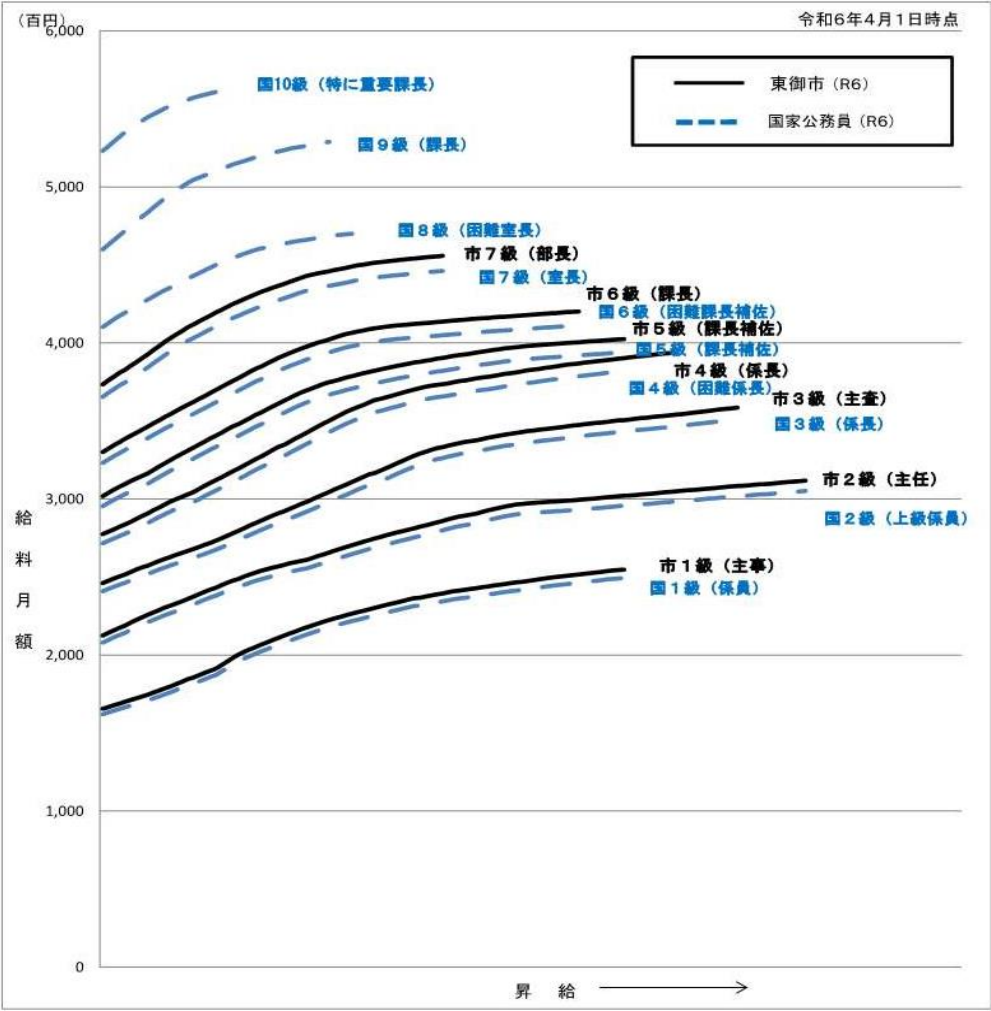
(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長/参事	9人	4.9%
6 級	課長/副参事	18人	9.9%
5 級	課長補佐/主幹	13人	7.1%
4 級	係長/副主幹	25人	13.8%
3 級	主査	63人	34.6%
2 級	主任	31人	17.0%
1 級	主事/技師	23人	12.7%

(注) 1 東御市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（東御市）

令和6年4月2日から令和7年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

東御市（一般行政職）	長野県	国
1人当たり平均支給額(5年度) 1,524 千円	1人当たり平均支給額(5年度) 1,714 千円	—
(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	(5年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（東御市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

東御市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	4,328 千円	19,740 千円			

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

※ 東御市では地域手当の支給(制度)はありません。

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		556 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		22,240 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		6.7 %	
手当の種類(手当数)		12	
主な手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
犬猫等死体処理作業手当	従事職員	手当名称のとおり	1回 1,200円
野犬等処理作業手当	従事職員	手当名称のとおり	1回 390円
滞納整理手当	市税吏員及び従事職員	手当名称のとおり	1回 550円
じん芥処理作業手当	従事職員	手当名称のとおり	1ヶ月 6,600円
ボイラー従事手当	従事職員	手当名称のとおり	1日 170円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (5 年 度 決 算)	63,326	千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (5 年 度 決 算)	236	千円
支 給 実 績 (4 年 度 決 算)	67,718	千円
職 員 1 人 当 たり 平 均 支 給 年 額 (4 年 度 決 算)	257	千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績4年度決算」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	・配偶者月額6,500円・子10,000円・ 父母等6,500円・特定扶養親族には 5,000円追加	同		27,907 千円	232,558 円
住居手当	借家・貸間居住者・23,000円以下の 場合 月額家賃-12,000円 ・23,000 円以上の場合 (月額家賃-23,000 円)×1/2+11,000円(27,000円限 度)	異	支給区分の相違	10,742 千円	219,224 円
通勤手当	①交通機関利用者55,000円まで全 額支給 ②交通用具利用者 2km以上に支 給 2,000円～24,400円	異	距離区分の相違	12,829 千円	52,794 円
管理職手当	・部長級職員 59,500 円 ・課長級職員 33,900円	異	支給単価の相違	13,715 千円	472,931 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分			給 料		月 額		等	
給 料	市 長	(	838,000	円	(参考)類似団体における最高／最低額			
				円	926,000	円／	637,000	円
	副 市 長	(	683,000	円	790,000	円／	420,000	円
				円				
報 酬	議 長	(	396,000	円	545,000	円／	230,000	円
				円				
	副 議 長	(	331,000	円	475,000	円／	200,000	円
				円				
議 員	(	304,000	円	442,000	円／	180,000	円	
			円					
期 末 手 当	市 長	(5年度支給割合)						
		3.40 月分						
	副 市 長	(5年度支給割合)						
		3.40 月分						
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
		給料月額×勤続月数×44/100		17,698,560 円		任期毎		
	副 市 長	給料月額×勤続月数×26/100		8,523,840 円		任期毎		
		備 考						

(注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。
3 令和2年4月25日からの任期にかかる分の市長への退職手当は規定の80/100の支給です。
4 令和2年5月19日からの任期にかかる分の副市長への退職手当は規定の90/100の支給です。

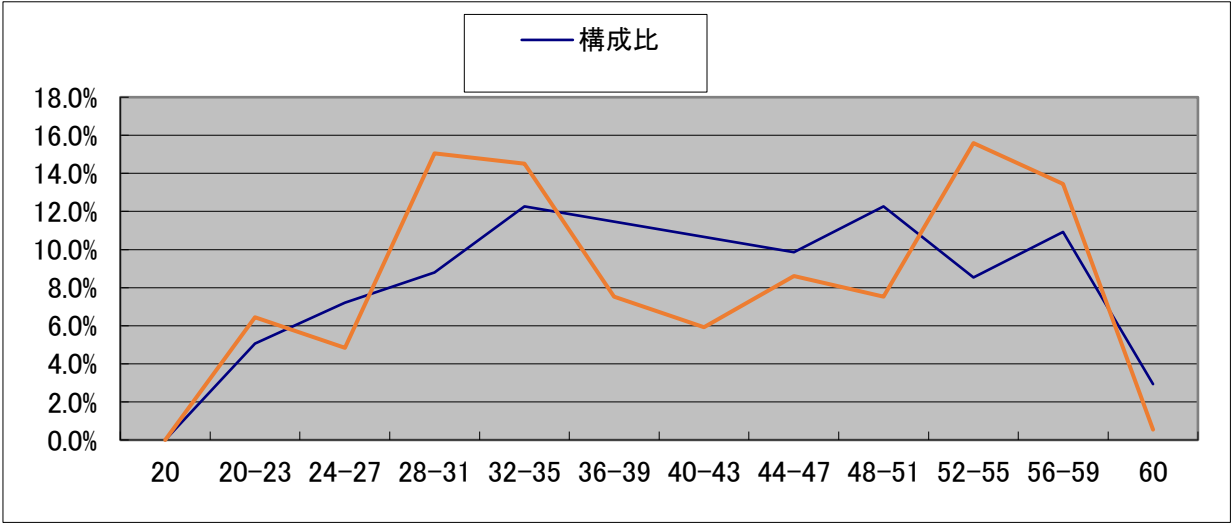
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	0	国体推進室設置による増、地域づくり支援課体制強化による増 育休復帰の減 福祉部門の体制強化による増 退職者不補充による減 新規派遣に伴う増 土木部門の体制強化による増
		総 務	65	69	4	
		税 務	15	14	-1	
		民 生	85	87	2	
		衛 生	24	23	-1	
		農 水	17	18	1	
		商 工	8	8	0	
		土 木	17	17	0	
	計	234	239	5	<参考> 人口1万当たり職員数 81.26 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 85.28 人)	
	教 育 部 門	23	24	1	生涯学習課廃止に伴う教育部門への異動による増	
消 防 部 門	0	0	0			
小 計	257	263	6	<参考> 人口1万当たり職員数 89.42 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 109.56 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	80	85	5	医師等の補充による増	
	水 道	3	4	1		
	下 水 道	6	6	0		
	そ の 他	15	17	2		
	小 計	104	112	8		
合 計			361 [370]	375 [370]	14	<参考> 人口1万当たり職員数 127.50 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。
3 定数調整年度（令和6年度、令和8年度、令和10年度、令和12年度及び令和14年度をいう。）における職員定数については、定年退職者見込数に2分の1を乗じて得た数の範囲内で定数を超える特例を定めている。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数	人 0	人 19	人 27	人 33	人 46	人 43	人 40	人 37	人 46	人 32	人 41	人 11	人 375

(3) 職員数の推移

区 分 部 門 別	31年	2年	3年	4年	5年	6年	過去5年間の 増減数（率）	
一般行政	233	234	228	234	234	239	6	（ 102.6 %）
教育	23	24	22	24	23	24	1	（ 104.3 %）
消防	0	0	0	0	0	0	0	（ 0.0 %）
普通会計計	256	258	250	258	257	263	7	（ 102.7 %）
公営企業等会計計	111	109	107	107	104	112	1	（ 100.9 %）
総合計	367	367	357	365	361	375	8	（ 102.2 %）

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数